

学校法人ガバナンス改革に関する考え方

令和4年3月4日
全私学連合

私立学校は大学から幼稚園に至る各学校種段階において、それぞれ多様な教育を提供し、わが国の公教育の発展に寄与してきた。日本における公教育の重要な部分を担ってきた私立学校を設置する学校法人は、自らのガバナンスをより透明性の高いものとしなければならない。同時に、学校法人のガバナンスの実質化を図るために、文部科学大臣所轄の大学・専門職大学・短期大学と都道府県知事所轄の高校、中学、小学校、幼稚園、各種専門学校の違いや、各学校種における規模の違い（以下「所轄や規模の違い」という）など、私立学校現場の実情を考慮することが必要である。

令和4年度に予定されている私立学校法の改正においては、私立学校の公共性と独自性を踏まえた適切な法改正となるよう、全私学連合共通のガバナンス改革に関する基本的考え方を以下の通りとする。

1. 理事会の機能・役割は学校法人の運営に関する最終意思決定（政策立案）とその執行であることを確認する。
2. 評議員会は理事会の諮問機関であることを原則とする。そのうえで評議員会の機能・役割として、万が一理事会や監事が機能しない非常時においては、評議員会が理事会に対する牽制機能を発揮することができるよう、評議員会は理事会の業務をチェックし、時には協力し、時には監視する。
3. 理事と評議員の兼務は禁じ、評議員数の下限を引き下げる。ただし、評議員であった者が理事職に就くことは妨げない。同時に、理事職であった者が評議員になることも妨げない。また、役員近親者の就任及び教職員の兼任は一定上限まで認めることとし、所轄や規模の違いなど、私立学校現場の実情を考慮して定めるべきである。
4. 理事と評議員の人数、理事と評議員の選任方法については、所轄や規模の違いなど、私立学校現場の実情を考慮して定めるべきである。
5. 監事は学校法人の業務監査の一環として、理事会とともに評議員会の業務についても監査し、不適切な意思決定や行為がなされていると判断した場合には、是正勧告を出すこととする。

なお、学校法人が正常に機能していないなどの異常事態が発生した場合の対応として、以下の措置が必要であろう。

- 理事に法令違反もしくは社会的規範から逸脱した行為があったと相当の根拠をもって疑われる事態が発生した場合、もしくは監事による理事会への是正勧告に理事会が従わないなど理事会が自浄作用を発揮出来ない場合には、評議員会が理事長または理事、もしくはその双方を解任する権限を認める。
- 評議員に法令違反もしくは社会的規範から逸脱した行為があったと相当の根拠をもって疑われる事態が発生した場合、もしくは監事による評議員会への是正勧告に評議員会が従わないなど評議員会が自浄作用を発揮出来ない場合には、理事会が評議員会の議長または評議員、もしくはその双方を解任する権限を認める。
- 法令違反もしくは社会的規範から逸脱した行為があったと相当の根拠をもって疑われる事態が発生しているにも関わらず、監事が理事会や評議員に是正勧告を出せないなど、監事機能が不全に陥っている際には、理事会あるいは評議員会から監事に対して辞任勧告を行うことができることとする。

以上

令和5年3月17日 文部科学委員会
田中愛治

私立学校法の一部を改正する法律案の概要

趣旨

我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改正を行う。

幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の手続等並びに理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定や、理事等の特別背任罪等の罰則について定める。

概要

「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で「建設的な協働と相互けん制」を確立。

1. 役員等の資格・選解任の手続等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直し

① 理事・理事会

- 理事選任機関を寄附行為で定める。理事の選任に当たって、理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴くこととする。 (第29条、第30条関係)
- 理事長の選定は理事会で行う。 (第37条関係)

② 監事

- 監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の就任を禁止する。 (第31条、第45条、第46条、第48条関係)

③ 評議員・評議員会

- 理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数まで引き下げる。 (第18条、第31条関係)
- 理事・理事会により選任される評議員の割合や、評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設ける。 (第62条関係)
- 評議員会は、選任機関が機能しない場合に理事の解任を選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができるとしている。 (第33条、第67条、第140条関係)

④ 会計監査人

- 大学・高等専門学校を設置する大臣所轄学校法人等では、会計監査人による会計監査を制度化し、その選解任の手続や欠格要件等を定める。 (第80条～第87条、第144条関係)

2. 学校法人の意思決定の在り方の見直し

- 大臣所轄学校法人等においては、学校法人の基礎的変更に係る事項（任意解散・合併）及び寄附行為の変更（軽微な変更を除く。）につき、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要することとする。 (第150条関係)

3. その他

- 監事・会計監査人に子法人の調査権限を付与する。 (第53条、第86条関係)
- 会計、情報公開、訴訟等に関する規定を整備する。 (第101条～第107条、第137条～第142条、第149条、第151条関係)
- 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得についての罰則を整備する。 (第157条～第162条関係)

施行日・経過措置

令和7年4月1日（評議員会の構成等については経過措置を設ける）

令和5年3月17日 文部科学委員会
田中 愛治
出典：文部科学省